

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

1 目的 (第1章)

自転車の安全で適正な利用の促進に関する関係者の責務・役割等を規定



自転車の特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進



自転車に関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現

2 関係者の責務・役割 (第1章)

県の責務、県民・事業者・交通安全団体等の役割、市町等との連携協力等

- 責務・役割の遂行、連携協力、運動の展開等

3 自転車交通安全教育 (第2章)

- 県民に対する自転車交通安全教育
- 学校における自転車交通安全教育
- 家庭や地域における自転車交通安全教育等
- 事業者による自転車交通安全教育

4 自転車の安全で適正な利用に関する取組 (第3章)

自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 自転車の安全で適正な利用
- 自転車の点検整備・防犯対策
- 自転車損害賠償保険等への加入 → 義務付け
- 自転車損害賠償保険等の加入の確認等
- 自転車安全利用指導員の設置
- 道路環境の整備
- ~~自転車を利用した観光の推進~~
- 広報・啓発

5 財政上の措置等 (第4章・付則)

- 財政上の措置
- 条例の施行（義務教育学校に係る部分：平成28年4月1日、自転車損害賠償保険等への加入関係：平成28年10月1日、これ以外：公布の日）
- 条例の施行後3年を目途として、必要に応じ見直し